

## 金融商品取引業者等検査マニュアル 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p data-bbox="129 320 741 352">Ⅱ－１－２ 態勢編・第一種金融商品取引業者</p> <div data-bbox="129 416 952 451" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">10. 最終指定親会社の連結自己資本規制関連リスクの管理態勢</div> <p data-bbox="163 520 1043 552">(1) 連結自己資本規制関連リスクに関する取締役等の認識及び役割</p> <p data-bbox="203 563 1108 938">① 最終指定親会社の取締役会（以下、Ⅱ－１－２ 10. において「取締役会」という。）は、「最終指定親会社及びその子法人等の保有する資産等に照らし当該最終指定親会社及びその子法人等の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかの基準を定める件」（平成22年金融庁告示第130号）（以下「最終指定親会社告示」という。）第2条に規定する連結自己資本規制比率（以下、Ⅱ－１－２ 10. において「連結自己資本規制比率」という。）が最終指定親会社及びその子法人等の健全性を計る最も重要な指標であることを認識しているか。</p> <p data-bbox="203 949 1108 1066">② 取締役会は、連結自己資本規制比率の正確な算出が極めて重要であることを認識し、その適正な算出のための組織及び手続きを整備しているか。</p> <p data-bbox="203 1077 1108 1409">③ 取締役会は、最終指定親会社告示第3条に基づき連結自己資本規制比率を算出する場合、連結自己資本規制比率の信用リスク・アセットの額の合計額の算出方法として標準的手法又は内部格付手法のいずれを、マーケット・リスク相当額の合計額の算出方法として標準的方式又は内部管理モデル方式のいずれを、オペレーショナル・リスク相当額の合計額の算出方法として基礎的手法、粗利益配分手法又は先進的計測手法のいずれを、それぞれ採っているか理解しているか。</p> <p data-bbox="203 1420 331 1452">④ （略）</p>	<p data-bbox="1135 320 1747 352">Ⅱ－１－２ 態勢編・第一種金融商品取引業者</p> <div data-bbox="1135 416 1957 451" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">10. 最終指定親会社の連結自己資本規制関連リスクの管理態勢</div> <p data-bbox="1169 520 2049 552">(1) 連結自己資本規制関連リスクに関する取締役等の認識及び役割</p> <p data-bbox="1209 563 2114 895">① 取締役会は、「最終指定親会社及びその子法人等の保有する資産等に照らし当該最終指定親会社及びその子法人等の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準を定める件」（平成22年金融庁告示第130号。以下「最終指定親会社告示」という。）第2条に規定する連結自己資本規制比率（以下10. 及びⅡ－2－2の14. において単に「連結自己資本規制比率」という。）が最終指定親会社及びその子法人等の健全性を計る重要な指標であることを認識しているか。</p> <p data-bbox="1209 949 2114 1066">② 取締役会は、連結自己資本規制比率の正確な算出が極めて重要であることを認識し、その適正な算出のための組織及び手続きを整備しているか。</p> <p data-bbox="1209 1077 2114 1409">③ 取締役会は、最終指定親会社告示第2条に基づき連結自己資本規制比率を算出する場合、連結自己資本規制比率の信用リスク・アセットの額の合計額の算出方法として標準的手法又は内部格付手法のいずれを、マーケット・リスク相当額の合計額の算出方法として内部モデル方式又は標準的方式のいずれを、オペレーショナル・リスク相当額の合計額の算出方法として基礎的手法、粗利益配分手法又は先進的計測手法のいずれを、それぞれ採っているか理解しているか。</p> <p data-bbox="1209 1420 1337 1452">④ （略）</p>

## 金融商品取引業者等検査マニュアル 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>⑤ <u>連結自己資本規制比率を管理する部門を担当する最終指定親会社の取締役</u>（以下、Ⅱ－１－２ １０．において「取締役」という。）は、<u>連結自己資本規制比率が、当局が監督命令を下す可能性のある水準や維持しなければならない水準に比していかなる水準にあるかについて、的確に把握しているか。</u></p> <p>⑥～⑧ （略）</p> <p>(2) <u>連結自己資本規制比率を管理する者等の役割</u></p> <p>① <u>連結自己資本規制比率を管理する者は、採用する市場リスク相当額を算出するためのポジションの把握、リスクの計算方法等を定めた市場リスク管理のための規程を策定し、最終指定親会社の取締役会等</u>（以下、Ⅱ－１－２ １０．において「取締役会等」という。）<u>の承認を得ているか。</u></p> <p>②～⑤ （略）</p> <p>(3) <u>連結自己資本規制比率の管理状況</u></p> <p>① <u>最終指定親会社告示第 3 条に基づき連結自己資本規制比率を算出する場合、マーケット・リスク相当額の合計額の算出に当たっては、標準的手法あるいは内部格付手法に係る計算システムや社内管理体制を整備しているか。また、マーケット・リスク相当額が正確に算出される方策を講じているか。</u></p> <p>②～④ （略）</p> <p>(新設)</p>	<p>⑤ <u>連結自己資本規制比率を管理する部門を担当する取締役は、連結自己資本規制比率が、当局が監督命令を下す可能性のある水準や維持しなければならない水準に比していかなる水準にあるかについて、的確に把握しているか。</u></p> <p>⑥～⑧ （略）</p> <p>(2) <u>連結自己資本規制比率を管理する者等の役割</u></p> <p>① <u>連結自己資本規制比率を管理する者は、採用する市場リスク相当額を算出するためのポジションの把握、リスクの計算方法等を定めた市場リスク管理のための規程を策定し、取締役会等の承認を得ているか。</u></p> <p>②～⑤ （略）</p> <p>(3) <u>連結自己資本規制比率の管理状況</u></p> <p>① <u>最終指定親会社告示第 2 条に基づき連結自己資本規制比率を算出する場合、マーケット・リスク相当額の合計額の算出に当たっては、内部モデル方式あるいは標準的方式に係る計算システムや社内管理体制を整備しているか。また、マーケット・リスク相当額が正確に算出される方策を講じているか。</u></p> <p>②～④ （略）</p>
	<p><u>11. 最終指定親会社の流動性規制関連リスクの管理態勢</u></p>

## 金融商品取引業者等検査マニュアル 新旧対照表

現 行	改 正 後
	<p>(1) <u>流動性規制関連リスクに関する取締役等の認識及び役割</u></p> <p>① <u>取締役会は、「金融商品取引法第五十七条の十七第一項の規定に基づき、最終指定親会社が当該最終指定親会社及びその子法人等の経営の健全性を判断するための基準として定める最終指定親会社及びその子法人等の経営の健全性のうち流動性に係る健全性の状況を表示する基準」(平成26年金融庁告示第61号。以下「連結流動性カバレッジ比率告示」という。)第2条に規定する連結流動性カバレッジ比率(以下11.及びⅡ-2-2の15.において単に「連結流動性カバレッジ比率」という。)が最終指定親会社及びその子法人等の健全性を計る重要な指標であることを認識しているか。</u></p> <p>② <u>取締役会は、連結流動性カバレッジ比率の正確な算出が極めて重要であることを認識し、その適正な算出のための組織及び手続を整備しているか。</u></p> <p>③ <u>取締役会は、連結流動性カバレッジ比率告示において連結流動性カバレッジ比率の各項目の計算方法に関して最終指定親会社に一定の裁量が認められているものについて、どの計算方法を採用しているか理解しているか。</u></p> <p>④ <u>連結流動性カバレッジ比率を管理する部門を担当する取締役は、連結流動性カバレッジ比率が、当局が監督命令を下す可能性のある水準や維持しなければならない水準に比していかなる水準にあるかについて、的確に把握しているか。</u></p> <p>⑤ <u>連結流動性カバレッジ比率を管理する者は、連結流動性カバレッジ比率の算出方法に応じて各項目の計算に必要な情報について、常時、網羅的に収集するための施策を講じているか。</u></p> <p>⑥ <u>連結流動性カバレッジ比率の管理状況について、定期的に内部</u></p>

## 金融商品取引業者等検査マニュアル 新旧対照表

現 行	改 正 後
	<p><u>監査等による評価を受けるとともに、必要に応じて、管理態勢の見直しを図っているか。</u></p> <p>(2) <u>連結流動性カバレッジ比率を管理する者等の役割</u></p> <p>① <u>連結流動性カバレッジ比率を管理する者は、連結流動性カバレッジ比率の各項目の計算方法を定めた連結流動性カバレッジ比率の管理のための規程を策定し、取締役会等の承認を得ているか。</u></p> <p>② <u>連結流動性カバレッジ比率を管理する者は、最終指定親会社及びその子法人等に係る正確な各種財務・経理資料等により、法令等に準拠した連結流動性カバレッジ比率が算出されていることを検証しているか。</u></p> <p>③ <u>連結流動性カバレッジ比率を管理する者は、最終指定親会社及びその子法人等に係る各種財務・経理資料等について、経過勘定科目等のチェックを経た正確な財務データを入手しているか。</u></p> <p>④ <u>連結流動性カバレッジ比率を管理する者は、随時、連結流動性カバレッジ比率の推移及び変動要因を把握し、定期的にこれを取締役会等に報告しているか。</u></p> <p>⑤ <u>経理部門を担当する取締役は、連結の範囲が適切に設定されているかについて確認・検証する等の体制を構築しているか。</u></p> <p>(3) <u>連結流動性カバレッジ比率の管理状況</u></p> <p>① <u>連結流動性カバレッジ比率の各項目の計算に当たって、計算システムや社内管理体制を整備するなど、連結流動性カバレッジ比率が正確に算出される方策を講じているか。</u></p> <p>② <u>資金流入項目の区分及び資金流出率等、連結流動性カバレッ</u></p>

## 金融商品取引業者等検査マニュアル 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p data-bbox="129 459 741 491">Ⅱ－２－２ 業務編・第一種金融商品取引業者</p> <p data-bbox="129 560 719 592">14. 最終指定親会社の連結自己資本規制比率</p> <p data-bbox="163 660 344 692">(1) 自己資本</p> <p data-bbox="203 703 1108 948">① 最終指定親会社告示第3条に基づき連結自己資本規制比率を算出する場合には<u>基本的項目、補完的項目及び準補完的項目</u>など、<u>同告示第4条に基づき連結自己資本規制比率を算出する場合には</u>資本金、新株式申込証拠金、資本剰余金及び利益剰余金など、自己資本の算出に必要な勘定科目が、連結財務諸表等と一致しているか。</p> <p data-bbox="203 1002 333 1034">② (略)</p> <p data-bbox="163 1102 723 1134">(3) 連結自己資本規制比率の算出及び把握</p> <p data-bbox="203 1145 1108 1433">最終指定親会社の連結自己資本規制比率の管理部門において、最終指定親会社告示第3条に基づき連結自己資本規制比率を算出する場合には信用リスク・アセットの額、マーケット・リスク相当額及びオペレーショナル・リスク相当額を、<u>同告示第4条に基づき連結自己資本規制比率を算出する場合には</u>市場リスク相当額及び取引先リスク相当額を適切に算出するとともに、取締役等に対して適切に報告しているか。</p>	<p data-bbox="1234 316 2116 389"><u>ジ比率の各項目の計算に当たって最終指定親会社が設定を行う事項について、適切な設定及び検証を行っているか。</u></p> <p data-bbox="1135 459 1747 491">Ⅱ－２－２ 業務編・第一種金融商品取引業者</p> <p data-bbox="1135 560 1724 592">14. 最終指定親会社の連結自己資本規制比率</p> <p data-bbox="1169 660 1350 692">(1) 自己資本</p> <p data-bbox="1209 703 2114 991">① 最終指定親会社告示第2条に基づき連結自己資本規制比率を算出する場合には<u>普通株式等Tier1資本の額、その他Tier1資本の額及びTier2資本の額</u>など、<u>最終指定親会社告示第4条に基づき連結自己資本規制比率を算出する場合には</u>資本金、新株式申込証拠金、資本剰余金及び利益剰余金など、自己資本の算出に必要な勘定科目が、連結財務諸表等と一致しているか。</p> <p data-bbox="1209 1002 1339 1034">② (略)</p> <p data-bbox="1169 1102 1729 1134">(3) 連結自己資本規制比率の算出及び把握</p> <p data-bbox="1209 1145 2114 1433">最終指定親会社の連結自己資本規制比率の管理部門において、最終指定親会社告示第2条に基づき連結自己資本規制比率を算出する場合には信用リスク・アセットの額、マーケット・リスク相当額及びオペレーショナル・リスク相当額を、<u>最終指定親会社告示第4条に基づき連結自己資本規制比率を算出する場合には</u>市場リスク相当額及び取引先リスク相当額を適切に算出するとともに、取締役等に対して適切に報告しているか。</p>

## 金融商品取引業者等検査マニュアル 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>(4) 連結自己資本規制比率等の報告 最終指定親会社の連結自己資本規制比率等が記載される最終指定親会社の<u>経営の健全性</u>の状況を記載した書面を、<u>四半期ごと</u>に当局へ届け出ているか。</p> <p>(新設)</p>	<p>(4) 連結自己資本規制比率等の報告 最終指定親会社の連結自己資本規制比率等が記載される最終指定親会社の<u>自己資本の充実</u>の状況を記載した書面を、<u>最終指定親会社四半期ごと</u>に当局へ届け出ているか。</p> <p><u>15. 最終指定親会社の連結流動性カバレッジ比率</u></p> <p>(1) <u>適格流動資産</u> <u>レベル1資産、レベル2A資産及びレベル2B資産の額など、適格流動資産について、金融庁長官が定めるところにより、適切に算出しているか。</u></p> <p>(2) <u>純資金流出額</u> <u>純資金流出額の算出に当たっては、金融庁長官が定めるところにより、適切に算出しているか。</u></p> <p>(3) <u>連結流動性カバレッジ比率の算出及び把握</u> <u>最終指定親会社の連結流動性カバレッジ比率の管理部門において、資金流出額及び資金流入額を適切に算出するとともに、取締役等に対して適切に報告しているか。</u></p> <p>(4) <u>連結流動性カバレッジ比率等の報告</u> 最終指定親会社の<u>連結流動性カバレッジ比率等</u>が記載される最終</p>

金融商品取引業者等検査マニュアル 新旧対照表

現 行	改 正 後
	<u>指定親会社の流動性に係る経営の健全性の状況を記載した書面を、最終指定親会社四半期ごとに当局へ届け出ているか。</u>